



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケヨーデイツー穂高店
安曇野市穂高2357ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ケヨー
千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1
- 3 変更しようとする事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)ケヨー	午前9時30分	午後7時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)ケヨー	午前9時30分	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から 午後7時30分まで	午前8時30分から 午後8時30分まで

- (3) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	294台	59台
合計	294台	59台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
出入口	6	3

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から 午後7時30分まで	午前8時30分から 午後8時30分まで

- 4 変更する年月日
令和3年1月2日
- 5 届出年月日
令和2年4月15日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和2年4月30日から令和2年8月31日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友南長野店
長野県長野市稲里町中央4-8-8ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
 - 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年4月30日から令和2年8月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西尾張部店

長野県長野市大字西尾張部1060-4ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年4月30日から令和2年8月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月30日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウン川中島
長野県長野市川中島町今井字薬師堂1813-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社パレモ	吉田 馨	愛知県稲沢市天地五反田町1
株式会社誠美堂	余湖 秀夫	東京都板橋区徳丸2-23-13
株式会社モリタ	盛田 良次	秋田県秋田市中通1-4-1
山岸 明	—	長野市川中島今里706

As-meエスエール株式会社	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門4-3-13
株式会社タツミヤ	曲淵 恵美子	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社リオ横山ホールディングス	横山 和幸	愛知県名古屋市中区平和1-15-27
株式会社和真	根岸 亨	東京都中央区銀座8-9-13
株式会社ジョイ	野崎 健二	東京都中野区鷺宮6-28-31-301
有限会社シーポートカンパニー	塚田 浩二	長野県安茂里小市3-30-24

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社パレモ	吉田 馨	愛知県稲沢市天地五反田町1
株式会社誠美堂	余湖 秀夫	東京都板橋区徳丸2-23-13
株式会社モリタ	盛田 良次	秋田県秋田市中通1-4-1
山岸 明	—	長野市川中島今里706
As-meエスエール株式会社	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門4-3-13
株式会社タツミヤ	曲淵 恵美子	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社リオ横山ホールディングス	横山 和幸	愛知県名古屋市中区平和1-15-27
株式会社和真	根岸 亨	東京都中央区銀座8-9-13
株式会社ジョイ	野崎 健二	東京都中野区鷺宮6-28-31-301
有限会社シーポートカンパニー	塚田 浩二	長野県安茂里小市3-30-24
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外洩2-38

- 届出年月日
令和元年12月23日
- 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間
令和2年4月30日から令和2年8月31日まで
- 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月30日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社高木酒店

長野県長野市大字稲葉日詰2777-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高木酒店

長野県長野市大字稲葉日詰2777-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 弘昭	長野市大字稲葉日詰2777-1
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社モリキ	森 高明	長野市大豆島4216

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 弘昭	長野市大字稲葉日詰2777-1
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

4 変更した年月日

平成31年3月15日ほか

5 届出年月日

令和元年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年4月30日から令和2年8月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

令和2年4月30日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-26第 19095号	山下建設	山下 慎一	長野市富竹1241	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	令和2年1月6日	令和元年12月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 5363号	有限会社宮下電業	宮下 朗	東筑摩郡麻績村麻3867-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（消防施設工事業）の取消し	令和2年1月8日	令和元年12月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 24924号	有限会社イトウ住建	山下 一成	塩尻市大門四番町6-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（電気工事業及び塗装工事業）の取消し	令和2年1月9日	令和元年11月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 17363号	有限会社サカト産業	坂戸 雄世	長野市青木島町綱島730-23	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	令和2年1月10日	令和2年1月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 8200号	建築田中	田中 敏夫	上田市中之条676-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	令和2年1月15日	令和2年1月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 18917号	有限会社七森重機	七森 幸治	駒ヶ根市赤穂8777-65	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業）の取消し	令和2年1月16日	令和元年12月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24891号	佐々木総建株式会社	佐々木 隆丞	下伊那郡阿南町西條1073	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業）の取消し	令和2年1月17日	令和2年1月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24000号	株式会社徳丸	柳沢 徳夫	北佐久郡立科町大字芦田960-78	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（とび・土工工事業）の取消し	令和2年1月20日	令和2年1月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24872号	福永庭苑	福永 邦昭	安曇野市三郷明盛3362-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（造園工事業）の取消し	令和2年1月20日	令和2年1月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-27第 751号	田島建設株式会社	桃沢 傳	上伊那郡中川村片桐5158	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（造園工事業）の取消し	令和2年1月23日	令和2年1月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-28第 20039号	株式会社井上興業	井上 明美	諏訪郡下諏訪町943-4	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	令和2年1月24日	令和元年12月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 7670号	手塚建設株式会社	手塚 勇	長野市信州新町新町118-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(しゅんせつ工事業)の取消し	令和2年1月30日	令和元年12月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 19623号	株式会社二幸建設	竹内 和之	上田市緑が丘2-9-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和2年1月31日	令和2年1月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 24308号	株式会社創建舎	伊藤 友三	長野市大豆島4268-143	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業及び造園工事業)の取消し	令和2年1月31日	令和2年1月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 19294号	有限会社高柳工務店	高柳 隆一郎	佐久市甲255-イ-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	令和2年2月3日	令和2年1月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 17585号	丸山製畳株式会社	大出 椰子	松本市大字島内8135	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し	令和2年2月4日	令和2年1月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 1516号	株式会社飯島組	飯島 泰次郎	千曲市大字新田2122-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業及び建築工事業)の取消し	令和2年2月5日	令和2年1月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 15835号	向井建設株式会社	向井 康	松本市奈川3901-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業及び造園工事業)の取消し	令和2年2月5日	令和2年1月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 23047号	徳武建設株式会社	西澤 佳男	長野市川合新田962-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和2年2月7日	令和2年2月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24973号	藤工業	藤澤 伸好	下高井郡山ノ内町大字佐野300-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和2年2月12日	令和2年1月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-29第 17226号	有限会社マルサン両角石材	両角 三幸	茅野市湖東1155	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	令和2年2月14日	令和2年2月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-30第 22313号	渡辺スチール	渡邊 晋	松本市大字和田2220-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和2年2月18日	令和2年2月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 1705号	深尾建設株式会社	深尾 智計	中野市中央3-2-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和2年2月21日	令和2年2月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 21215号	有限会社中村組	中村 庄市	大町市美麻4723-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業)の取消し	令和2年2月27日	令和2年2月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特- 27第 4128号	株式会社川瀬工務店	吉川 恵之	長野市若穂保科326-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	令和2年2月27日	令和2年2月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 13145号	深沢工務店	深澤 俊秀	北安曇郡小谷村大字千国乙1430	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和2年2月27日	令和2年1月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 18437号	高橋建築	高橋 力	松本市庄内1-7-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和2年2月28日	令和2年2月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 21449号	株式会社KDK	小林 学	千曲市大字雨宮1700-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	令和2年3月3日	令和2年2月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-31第 24706号	有限会社空間工房	大島 正明	上田市十人424-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和2年3月4日	令和2年2月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 23923号	日清建築	小菅 邦敏	中野市大字更科484-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	令和2年3月4日	令和2年2月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-27第 21508号	株式会社ナカッタヤ	草間 達也	松本市中条10-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	令和2年 3月5日	令和2年2月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 19731号	有限会社細野工務店	山原 登	北安曇郡小谷村大字中土4051	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	令和2年 3月10日	令和2年2月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 16043号	株式会社タカハシ技建	小山 勝弘	長野市川中島町御厨28-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、管工事業及び造園工事業)の取消し	令和2年 3月10日	令和2年3月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25149号	春日工業	春日 直博	伊那市西春近8666-14	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業及びとび・土工事業)の取消し	令和2年 3月11日	令和2年3月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 21065号	有限会社大日向	大日向 亨哉	飯山市大字豊田3861-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	令和2年 3月16日	令和2年3月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 14894号	株式会社タナカ	田中 時彦	茅野市ちの1883	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和2年 3月17日	令和2年3月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24078号	株式会社ユーアイテック	山川 昭則	松本市大字島立3833	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和2年 3月17日	令和2年3月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 7467号	油井建築	油井 勘三	佐久市上小田切3-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和2年 3月18日	令和2年3月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 4775号	有限会社阿部電機	阿部 武昌	下高井郡山ノ内町大字平穩2925	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気通信工事業)の取消し	令和2年 3月18日	令和2年3月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-26第 24940号	イー・ステージ株式会社	鈴木 宏信	小諸市大字平原309-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工事業)の取消し	令和2年3月19日	令和2年3月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 21279号	細谷住建	細谷 豊久	小諸市大字加増1032-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	令和2年3月23日	令和2年3月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-30第 24660号	株式会社リバース	田中 英也	松本市今井6577-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業)の取消し	令和2年3月23日	令和2年3月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 3182号	株式会社青木工務所	青木 茂実	松本市中条3-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	令和2年3月24日	令和2年3月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 4194号	湯本建築	湯本 武彦	岡谷市長地権現町2-5-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和2年3月25日	令和2年3月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-1第 23781号	株式会社藤野解体工業	藤野 大輔	諏訪市城南1-2659-3 城南ハイツ101号	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	令和2年3月25日	令和2年3月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 20266号	株式会社H O J Y Oコーポレーション	北條 善三	須坂市大字小山2552-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工事業及び舗装工事業)の取消し	令和2年3月26日	令和2年3月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 11972号	建設設備	綿内 袈裟良	北安曇郡松川村5651-333	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、とび・土工事業及び管工事業)の取消し	令和2年3月27日	令和2年3月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 3622号	伊南電工有限公司	小澤 祥男	駒ヶ根市赤穂9186	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気通信工事業)の取消し	令和2年3月30日	令和2年3月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 22737号	株式会社ワーク	横川 和人	長野市浅川畑山93-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和2年3月30日	令和2年3月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公告

上中堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年4月30日

長野県長野地域振興局長 吉 沢 正

理事

新任

氏名	住所
瀧澤 武	長野市篠ノ井小松原36番地
吉岡 伸雄	長野市篠ノ井小松原217番地3
藤澤 善雄	長野市篠ノ井岡田1652番地
柳澤 和美	長野市篠ノ井岡田236番地1
飯島 卓	長野市川中島町四ツ屋747番地の1
林部 勇雄	長野市川中島町今里685番地
黒岩 正	長野市川中島町今里927番地
望月 義寿	長野市篠ノ井横田558番地

重任

氏名	住所
高橋 宏	長野市川中島町今井814番地の2
島田 洪三	長野市川中島町今井870番地
棚田 利夫	長野市篠ノ井布施五明243番地5
鳥羽 隆善	長野市篠ノ井布施高田517番地

退任

氏名	住所
野口 純一	長野市篠ノ井小松原1213番地
徳武 庄太郎	長野市篠ノ井小松原693番地1
寺澤 敬二	長野市篠ノ井岡田1918番地
岡沢 利治	長野市篠ノ井岡田750番地4
北澤 靖夫	長野市川中島町四ツ屋204番地
堀内 和	長野市川中島町今里686番地
村澤 久雄	長野市川中島町今里217番地
望月 暉信	長野市篠ノ井横田558番地

監事

新任

氏名	住所
西沢 信雄	長野市篠ノ井岡田1717番地
桑原 義雄	長野市川中島町今井406番地
北澤 進	長野市篠ノ井御幣川524番地

退任

氏名	住所
野口 武彦	長野市篠ノ井小松原1582番地
山崎 恒政	長野市川中島町今里1501番地
北山 徳重	長野市篠ノ井二ツ柳299番地3

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年4月30日

長野県長野建設事務所長 下 里 巖

1(1) 許可番号

令和2年2月25日 長野県指令元都第29-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字井上字北町2272-1の内、2279-3、2279-6、2280-1、2280-7、2280-8、2280-19、2280-20

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市篠ノ井布施高田955-3

川中島建設株式会社 代表取締役社長 笠井 澄人

2(1) 許可番号

令和2年2月18日 長野県指令元都第29-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字都住字宮上482-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字七瀬40-1 B

小林 邦寛、小林 史枝

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年4月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月4日 (木)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	北佐久郡立科町大字芦田2523番地 立科町中央公民館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場変更となる場合あり】	20名
6月16日 (火)	午後1時から 午後4時まで	安曇野会場	安曇野市豊科4156番地1 豊科保健センター 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場変更となる場合あり】	20名
6月25日 (木)	午後1時から 午後4時まで	阿南会場	下伊那郡阿南町西條2333番地1 阿南町町民会館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場変更となる場合あり】	20名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課